

東大阪市立学校空調設備等更新事業に係る調査検討業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

東大阪市教育委員会事務局

施設整備室

**東大阪市立学校空調設備等更新事業に係る調査検討業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の目的

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす大切な場所であり、誰もが快適に学校生活を送れるよう良好な学習環境を提供することが重要です。本市では、良好な学習環境の維持を目的に老朽化した空調設備及び受変電設備等の更新を検討しています。併せて、蛍光灯が令和9年に生産終了となることを受けて照明設備のLED化を検討しています。

以上を踏まえ本業務は、設備更新の整備及び維持管理にあたり財政負担の縮減や、早期の整備を図るために民間活力導入手法を含め最も効率的・効果的な事業手法を選定するために実施します。

2. 事業概要

(1) 契約業務名

東大阪市立学校空調設備等更新事業に係る調査検討業務

(2) 業務内容

別紙「東大阪市立学校空調設備等更新事業に係る調査検討業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日の翌日 から 令和9年3月31日 まで

(4) 委託金額の上限

18,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 支払い方法

業務完了後、一括払い

(6) 委託契約予定事業者の選定方法

公募型のプロポーザル方式により企画提案を求め、審査基準に基づき審査し、委託契約予定事業者を選定します。

3. プロポーザルに参加するために必要な資格

(1) 参加資格

本業務の提案に参加を希望する者（以下「参加事業者」という。）は、参加表明書の提出日において次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- ① 本市の「令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿（物品の販売（修繕）・役務の提供）」又は「令和8・9・10年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）」に登録されていること。

※ 質問書（様式第1号）に質問事項を記入し、ワード形式のまま添付ファイルとして送付して下さい。

※ 電子メールの件名は「プロポーザル質問」として下さい。

※ メール送信時に施設整備室へ電話で到着確認の連絡を行って下さい。
電話（06-4309-3335）

- ③ 回答方法 質問書に対する回答は、令和8年6月12日（金）に、本市ウェブサイトにおいて掲示します。なお、質問書を提出した事業者名は公表しません。

（3）参加表明書の提出

本業務の参加にあたっては、次の書類を提出して下さい。期限までに参加表明書の提出がないものの参加は認めません。

- ① 提出期限 令和8年6月24日（水） 正午

- ② 提出場所 東大阪市役所本庁舎17階 教育委員会事務局 施設整備室

- ③ 提出書類 ア. 参加表明書（様式第2号）

イ. 事業者の概要（様式第3号）

※ 会社概要や実施業務について記載したパンフレット等の資料があれば提出して下さい。

ウ. 業務実績（様式第4号）

※ 「3.（1）参加資格 ②」の業務実績を記載して下さい。また、その実績（業務名、業務内容等）が分かる契約書及び仕様書の写しや成果品等を添付して下さい。

- ④ 提出方法 電子メール（pfikucho@city.higashiosaka.lg.jp）

※ 提出書類は、原則PDF形式での提出とします。なお、本市のメールシステム上、メール容量が5メガバイトを超過すると受信できませんので、適宜、大容量ファイル送信サービスを利用して送付して下さい。

※ メール送信時に施設整備室へ電話で到着確認の連絡を行って下さい。
電話（06-4309-3335）

- ⑤ 受付 参加表明書受付後、「事業者の概要（様式第3号）」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて参加番号を通知します。

（4）企画提案書の提出

本業務の企画提案にあたっては、次の書類を提出して下さい。参加表明書の提出が無い場合は参加できません。なお、応募にあたっては1事業者1提案とします。

- ① 提出期限 令和8年7月8日（水） 正午

- ② 提出場所 東大阪市役所本庁舎17階 教育委員会事務局 施設整備室

- ③ 提出書類 ア. 企画提案書（様式第5号）

イ. 企画提案（任意様式）

ウ. 見積書（様式第6号）

エ. 業務体制表（様式第7号）

オ. 予定担当者調書（様式第8号）

- ④ 提出方法 電子メール (pfikucho@city.higashiosaka.lg.jp)
 ※ 提出書類は、原則 PDF 形式での提出とします。なお、本市のメールシステム上、メール容量が5メガバイトを超過すると受信できませんので、適宜、大容量ファイル送信サービスを利用して送付して下さい。
 ※ メール送信時に施設整備室へ電話で到着確認の連絡を行って下さい。
- ⑤ 記載方法 ア. 企画提案 (任意様式) は、原則 A4 版、縦型、横書き、文書は 10 ポイント程度の文字で作成して下さい。また、図や表の使用は可としますが、全部で 10 枚以内にまとめて下さい。なお、書類審査時の公平性・透明性を確保する観点から、「商号又は名称」等の事業者を特定できるものは、未記載又は墨消し処理を行って下さい。
- ⑥ 記載内容 企画提案の内容は、下記の項目を必須として記載して下さい。
 ア. 業務工程
 イ. 業務実施体制
 ウ. 業務実施の方針や着眼点
 エ. 現状把握、前提条件等の整理に係る手法
 オ. 改修方法の検討に係る手法
 カ. 民間活力導入可能性調査に係る手法

(5) 提案書に基づくプレゼンテーション

- ① 開催日時 令和 8 年 7 月 15 日 (水) 時間未定 (予備日: 令和 8 年 7 月 16 日 (木))
- ② 参集場所 東大阪市役所 詳細未定
 ※ プレゼンテーション日時及び場所の詳細については、令和 8 年 7 月 8 日 (水) 正午以降に「事業者の概要 (様式第 3 号)」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて別途通知します。開催時間については午後 5 時 30 分以降になる場合もあります。
- ③ 順番 参加表明書の受付順で行います。
- ④ 人数 参加する人数は 2 名以内とします。
- ⑤ その他 会議室の都合から、提出された書類のみで説明して下さい。プロジェクター等の使用は出来ません。プレゼンテーション時間は 1 事業者 35 分 (プレゼンテーション 20 分+質疑応答 15 分) とします。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、令和 8 年 7 月 17 日 (金) に、参加事業者全てに通知書を郵送で発送します。また、本市ウェブサイトにおいて、委託契約予定事業者名を掲示します。ただし、2 位以下は点数のみ掲示します。

なお、選定理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には一切お答えいたしません。

6. 選定方法

(1) 審査方法

東大阪市学校空調設備等更新事業に係る調査検討業務委託契約予定事業者選定委員会 (以

下「選定委員会」という。)において、審査基準に基づき書類審査及びプレゼンテーションにより審査を行います。

(2) 選定委員

企画財政部 資産経営室 資産経営課長

教育委員会事務局 教育政策室次長

教育委員会事務局 みらい教育室参事

教育委員会事務局 学校教育部 学校教育推進室参事

教育委員会事務局 施設整備室長

(3) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
1. 基本的事項	① 本市の現状や委託業務内容が理解されているか。	10点
	② 参加事業者が業務への意欲があり、柔軟性があるか。	10点
2. 提案内容	① 業務工程が適切か。	10点
	② 業務実施体制が適切か。	10点
	③ 事業手法を検討するにあたっての方針や着眼点が適切か。	<u>10点</u>
	④ 現状把握、前提条件等の整理に係る手法が適切か。	<u>10点</u>
	⑤ 改修方法の検討に係る手法が適切か。	<u>10点</u>
	⑥ 民間活力導入可能性調査の手法が適切か。	<u>10点</u>
3. 質疑応答内容	① 質疑応答が明確な対応であったか。	10点
4. 委託料	① 見積価格	10点
合計		100点

(4) 採点方法

- ① 各審査項目については、5段階評価で行います。
- ② 点数を算出するにあたり特に重視する項目については、下線のある配点です。

(5) 委託契約予定事業者の決定

各選定委員の評価点の合計で最高得点を得た者を委託契約予定事業者として決定します。ただし、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、特に重視する項目の得点の合計が高い事業者を委託契約予定事業者として決定します。なお、特に重視する項目の得点も同じ場合は、最も低い見積価格を提示した事業者に決定します。

また、参加事業者が1者の場合においても、審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価点の満点の6割以上）を満たしている場合は、その提案者を委託契約予定事業者として選定します。

(6) 参加が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、参加を無効とする場合があります。

- ① 定められた提出方法、提出期限に適合しない場合
- ② 提出された見積書の金額が「2. (4) 委託金額の上限」を超える場合
- ③ 提案書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 契約締結日までの間において、「3. プロポーザルに参加するために必要な資格」に該当しなくなった場合
- ⑤ 選定委員に対して本業務に関する働きかけ、接触等を行った場合
- ⑥ その他参加することが適当でないと決定された場合

(7) その他

選定委員会の委員（選定委員会設置要綱で定める代理者含む）が事故等により評価できない時は、その委員の評価点は0点として合計点を算出します。

7. 契約の締結

委託契約予定事業者と本市が契約内容等の協議を行い、契約方法については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とします。また、何らかの理由により委託契約予定事業者との協議が整わない場合や、その事業者が業務を遂行できないと認められる場合にあっては、次点者の順に協議を行い、契約を締結する場合があります。

なお、契約保証金の額については、契約金額が5,000千円以上の場合は契約金額の100分の3に相当する額以上とし、契約金額が5,000千円未満の場合若しくは保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は免除とします。

※ このプロポーザル手続きは、この要領に定めがあるほか、本市財務規則に基づくこととします。

8. 留意事項

- (1) 参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市が本案件の審査及び議会報告で必要と判断した場合については、書類の複製及び内容が無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報及び事業者独自の提案等は非公開）となります。
- (5) 提出された書類の提出期限後の差し替え、追加又は再提出は認めません。

(6) 本業務の調査結果を踏まえ、東大阪市立学校空調設備等更新事業の事業手法について PFI 等の民間活力導入手法を採用することを決定した場合、同事業の要求水準書策定等に関するアドバイザー業務は、契約金額協議のうえ本業務の受託者との随意契約を予定していません。従って、アドバイザー業務を進め、同事業が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条に基づく特定事業として選定された場合においては、アドバイザー業務を受注した者（資本面及び人事面等において関連を持つと認められる者を含む。）は、同法第 8 条第 1 項に定める民間事業者の選定に応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員若しくは協力企業となることはできません。

9. 本案件に関する問い合わせ

東大阪市教育委員会事務局 施設整備室 担当：田中、山本
〒577-8521 東大阪市荒本北 1 丁目 1 番 1 号（東大阪市役所本庁舎 17 階）
電話 06-4309-3335
電子メール pfikucho@city.higashiosaka.lg.jp